

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 3

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【デジタル市役所推進室DX推進課】 4

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則

市民センターの使用の承認の申請を2月前（営利のための使用の承認の申請にあっては、1月前）から受け付けることにしました。

この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

北九州市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 7 年 2 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 号

北九州市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市民センター条例施行規則（平成 7 年北九州市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条本文中「1 月前」を「2 月前（営利のための使用の承認の申請にあつては、1 月前）」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市公告第66号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月4日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和元年度庁内ネットワークサーバシステム機器等の賃貸借及び保守（リース）一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市デジタル市役所推進室DX推進課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年12月10日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
三菱HCキャピタル株式会社九州支店  
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 契約金額  
8,881万5,210円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第11条第1項第2号に該当するため